

下水道供用開始区域にお住みのみなさまへ

下水道工事を行う際には

下記の制度を最大限に利用して工事を行いましょう。

・下水道利子補給制度

①. 汚水処理施設が使えるようになった日から3年以内(浄化槽設置などくみ取り便所のない建物については1年以内)に水洗化工事を行うものの利子の全額を市が負担。②. ①以外のもの利子の半額を市が負担。

・リフォーム補助金(10万円)

20万円以上の工事で10万円がもらえます。

・介護保険(1人20万円まで)

自宅内の段差をなくす工事や、廊下、トイレ、浴室などへの手すり取り付けなどの改修ができます。

・介護保険以外のサービス(高齢者を対象にした事業)

要支援・要介護と認定された方、重度の障害がある方のトイレ・浴室・手すりの設置などの住宅改修費を給付・貸付します。

・住宅エコポイント(最大30万円相当)

内付樹脂サッシの取付や壁、床の断熱工事でエコポイントがもらえます。

・宮古市木造住宅耐震改修工事補助金

耐震性能向上の為に行う工事に対して

※上記制度を利用するためには個別具体的な要件を満たす必要があります。

お問合せは創業65年信頼と実績の

宮古市排水設備指定工事店

株式会社佐々木建設まで

宮古市田の神1-2-37

電話:0120-63-5720(携帯対応)

FAX:0193-63-4178

メール:sakan25@jeans.ocn.ne.jp

ホームページ

<http://sasaken.web.fc2.com>(携帯対応)

佐々木建設
ホームページへ
↓

